

第2検討部会 会議録

会議の名称	第30回 第2検討部会
開催日時	平成21年1月15日(木)18時00分から20時00分
開催場所	川口市職員会館 2階 講座室A
出席者	(部会長)平副委員長 (委員)石井委員、小川委員、高橋委員、永瀬委員、吉田委員、
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営調整部会の報告 ・ 手引きについて ・ 今後の日程、進め方
会議資料	「第30回検討部会」、「運営調整部会資料」
発言内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営調整部会の報告 ・ 起草委員会委員長の三宅委員から説明があった。 ・ 条例の素案について説明があった。前文にはいくつか修正が入った点がある。 ・ 修正があった条文は第19条、第23条第2項、第30条である。 ・ 附則について、運営調整部会で制定期日に変更となった。 ・ 運営推進委員会の委員数は14名を想定している。うち公募市民は8名を予定しているが最終的に決定したわけではない。 ・ 素案については運営調整部会で承認を頂いたところであるが、修正事項があれば事務局まで通知いただき、正副部会長預かりで決定する。 ・ 手引きは1月中に各部会で検討し、2月頭には起草委員会で検討する。 <p>(運用推進委員会について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用推進委員会の委員数は多すぎではないか。 <p>広報の役割も含ませたことによる。また、個別条例を策定するためのプロセスを検討することも期待されている。よって、以前の想定よりも業務量が増えているので過大ではないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報や個別条例の制定支援といった役割以外にも、条例で定められた事項の検証もしなければならない。15名程度の委員構成でよいと考える。 ・ 他の部会ではどのような意見があったか。 <p>第3部会では30人という意見だった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附則の個別条例については、運用推進委員会で作っていくのか。 <p>各条例の策定の立ち上げに関わることだけ関与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4つの個別条例に関わる広報・PIが必要であると考えるので、運用推進委員会から広報・PIチームを作ることも検討するべきではないか。 ・ 20日に運用推進委員会の役割と広報・PIの役割について提案することも検討する。 ・ 条例に広報・PI組織に関する言及はない。しばらく運用推進委員会

の中で設置しても良いのでは。

- ・ 定員は暫定でよいものと考えている。定員はどのように決まるのか。運用推進委員会で決まると考える。
- ・ 定員の増減が状況に応じて変更できるようになったほうが良い。定数固定はまずいのではないか。附則の個別条例を制定し終わったらどうなるのか。
- ・ 入れ替えはどのように行うのか詳細は詰め切れていないとのことだが、最初だけ3年間関わる委員が必要ではないか。
- ・ 広報・P Iは特別なのでワーキンググループとしてもよいのではないか。推進委員会ができるまでの間の広報・P Iが時期的に重要である。暫定で現在の広報・P Iチームが継続することも検討してよいのではないか。

・ 手引きについて

(手引きの内容について、各委員から意見が出された。)

- ・ 前文：まちづくりの定義は記載されているか。必要ではないか。「まちづくり」といった言葉はイラストや漫画で説明できないか。半ページ分でも良い。手引きは文字が多すぎる印象だ。

- ・ 2条用語解説：【市長その他の執行機関】で、市の組織及び職員はどのような位置づけにあるのか。

市役所職員は「市長」と言う語に内包される。市長の手足のような補助的存在だ。

条文を読んでいると「市長個人」を指していることもあれば「法的な意味での市長」(市役所の組織・職員を含む)を指している場合もあるので使い分けがわかるように記載すべき。

例えば17条はどのように考えるか。市長個人を指すと考えてよいのか。また、33条の2の市長は個人と考えるとよいのか。公表まで市長の独力で出来るとは思えない。

- ・ 4条説明(1)：その他の執行機関も市民の信託を受けていることとなっているが、選挙で選ばれているわけではない。

間接的に信託を受けているという理解をしている。

そうであれば、「間接的に市民が信託している」ということを記載すべきだが、そのような表現ぶりに異論が出るかもしれない点に注意が必要。

- ・ 9条説明(2)：国体(国民体育大会)等の開催を目的に市が音頭を取って結成する団体は、地縁とは関係なく、自主的でもない。このような団体も扱われるよう、漏れなく規定できることが望ましい。
- ・ 12条説明(2)：「適時性や的確性にとらわれず」とあるが、「適時性」や「的確性」という表現がわかりにくい。
- ・ 16条説明(3)：議会への参加によって市政参加につながるという意味

	<p>とのことだが、具体的な事例がないことと、「市政参加」と「意思反映」が混在していることから理解が難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16条説明(4):「現在、～しているところであります。」と一時的な動きを書くのは、適切ではないのではないか。もし書く場合でも、「現在、～」となっているところは、「何年何月現在、～」などと標記すべきではないか。 ・ 18条説明(2):「アウトソーシングも視野に入れた検討も必要である」とのことだが、当たり前なことなので表現を再度推敲しなければならない。また、職員が外部委託した内容を十分に理解しなくなる恐れもあるので、外部委託のことは慎重な検討が必要だ。 ・ 19条説明(1):「能動的に意見聴取すること」とあるが、能動的という言葉よりは「進んで」や「積極的に」のほうが良いと思われる。 ・ 19条説明(2):「時代にあった様々な手法で」とあるが、「広く市民の意見を聞く」という形にしたほうが良いのではないか。 ・ 28条説明(1): 市政オンブズマンについて説明する必要があるのか。部会での検討では否定的な意見が多くあったにも関わらず特筆されているのはなぜか。 ・ 30条説明(3): 条文に「特に」という文言が追加されたことを加味する必要がある。 ・ 31条説明(3): 姉妹都市を作らない方針としているが、市長が変われば覆りうる方針ではないか。このようなものを盛り込むのはいかなものか。 <p>(その他全体に関する事柄への意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この条例の改廃に関する説明が必要ではないか。仮に通常の条例と同じであれば、その旨をどこかに記載すべきだ。現状では運用推進委員会で改廃が可能であるように読み取れるが、そのほかの方法(議会の意思等)が否定されるものではないはず。 ・ 市政と行政は使い分けているものと考えられるが、何が違うのかを明確にしてほしい。 <p>・ 今後の日程、進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の第2検討部会は1月28日(水)18時より職員会館にて開催する。 ・ 内容は、今回に引き続き手引きの内容について検討する。 ・ 参加できない委員は事前に事務局に意見を送付していただきたい。 <p style="text-align: right;">(以上)</p>
次回以降日程	<p>第31回検討部会 1月28日(水)18時～ 川口市 職員会館</p>